

令和 3 年 12 月
東京都建設局河川部
東京都西多摩建設事務所

平井川整備事業に関するご意見・ご質問に関するご報告

日ごろより、東京都の河川事業につきまして、格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。10 月上旬に地域の方々へ配布させていただきました平井川整備事業説明会【書面開催】に関する内容につきまして、ご意見・ご質問をいただきありがとうございました。

要旨となりますが、いただいたご意見・ご質問及び回答についてご報告させていただくとともに、今後の河川整備の参考とさせていただきます。

ご意見・ご質問の概要と件数

ご意見・ご質問	件数
① 治水（堰を含む）に関すること	7 件
② 環境整備に関すること	3 件
③ 管理用通路に関すること	3 件
④ 桜並木・植栽帯に関すること	5 件
⑤ 用地・境界に関すること	2 件
⑥ その他	4 件

ご意見・ご質問への回答一覧

ご意見・ご質問	回答
<p>① 治水（堰を含む）に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堰の撤去を検討してほしい ・ 護岸かさ上げ、河床掘削をお願いしたい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堰等の用水施設は、施設管理者と調整の上、河川整備に合わせ用水施設（復旧・撤去等）について検討を行います。 ・ 概ね1時間に50ミリの降雨に対して河川の水を安全に流せるよう、護岸整備を行います。今回のご意見を参考にさせていただき河川整備の検討を行います。
<p>② 環境整備に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 川へのアクセスとして階段など設置してほしい ・ 魚が遡上できるようにしてほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川へのアクセスについては、旧川敷きがあるところなど広い土地が確保できる場所で、整備できるか検討します。 ・ 落差工等魚の遡上に影響する施設は、形状の工夫を図ってまいります。
<p>③ 管理用通路に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車も通行可能となるのか ・ 道路法の道路となるのか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事業により従来機能が損なわれないよう、日の出町等と協議して、整備について検討します。
<p>④ 桜並木・植栽帯に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 桜並木を残してほしい ・ 防災優先で桜の木の移動や撤去を検討してほしい。 ・ 管理用通路に植栽帯を残してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 桜並木・植栽帯については、治水上の観点から、管理方法も含めて可能な範囲で残せるか検討します。
<p>⑤ 用地・境界に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 境界にフェンスなどを設置するのか ・ 都市計画線内に建物やビニールハウスがあるがどうなるのか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高低差があり転落の危険がある箇所等には、現場状況を踏まえ、境界にフェンスを設置する予定です。 ・ 用地測量後、調査会社に委託し物件調査をさせていただきます。計画線内の物件については、補償対象とさせていただきます。補償内容については、物件調査後に個別にお話しさせていただきます。
<p>⑥ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東平井橋の橋桁に流木や枝が頻繁に引っ掛かる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺状況を踏まえて、東平井橋の架け替えを含めた検討を行います。